

● 第5章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1. 県民への耐震知識の普及方策の概要

(1) パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会等の開催

- ▶ 県では市町村・建築関係団体の協力を得て、「わが家の耐震診断ガイドブック」、「誰でもできる わが家の耐震診断」、「あなたの建物は安全ですか？～耐震改修工事のすすめ～」等の耐震診断、耐震改修に関するパンフレットを作成・配布するなど、建築物の耐震化等に関する啓発及び知識の普及に努めています。
- ▶ また、専門家によるわかりやすい解説により、県民がもつ耐震診断の色々な疑問に応え、自身で簡単なわが家の耐震チェックが行えるよう講演会「あなたの住まいは大丈夫？ー 地震に備えてわが家の診断をー」や「建築物安全安心フォーラム」を開催するなど、住宅・建築物の地震災害に対する備え等について啓発及び知識の普及に努めています。
- ▶ 今後も昭和 56 年 5 月以前に建築された住宅の耐震診断・耐震改修等の実施について市町村・建築関係団体等と連携し、広報活動を推進します。
- ▶ また、住宅の適正な維持管理による住宅の長寿命化が促進されるよう、庁内各部署、市町村・建築関係団体等と連携し、耐震診断・耐震改修に限らず、住宅情報全般に関する広報活動を推進します。

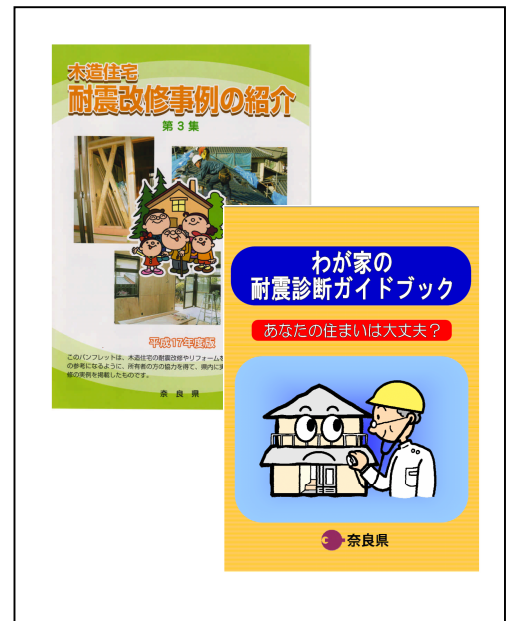


図 5-1 パンフレット例

(2) 耐震診断・耐震改修に関する情報提供の充実

- ▶ 平成 16 年 9 月に内閣府が実施した「住宅の耐震化に関する特別世論調査」によると、全国の住宅の約 3 割で耐震性が不足していると考えられることを知っていた人は 54.4%、知らなかった人は 45.6%という結果でした。約半数の人は、住宅の耐震性に関心がなくて知らなかったとも受け取れます。
- ▶ 住宅の耐震化が地震対策に大変有効で重要なことであることを、広く県民に理解してもらう必要があります。特に、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された住宅・建築物の所有者等の方に耐震診断・耐震改修に関する情報が周知されることが重要です。
- ▶ 県では、耐震診断の受診とその結果を踏まえて必要な耐震改修の実施が促進されるよう、耐震診断・耐震改修に関する技術的・制度的な情報について、県ホームページ、パンフレット等を通じ提供しています。
- ▶ 今後も住宅・建築物の耐震化について、県ホームページ、パンフレットの活用のほか、防災訓練の実施等の適切な時期に新聞広告・



図 5-2 奈良県ホームページによる情報提供

テレビ放送等、様々なメディアを活用して情報提供の充実を図ります。

(3) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

- ▶ 平成 15 年度奈良県住宅需要実態調査結果から、県民の多くの方は地震・台風時の住宅の安全性に不安を感じており、リフォーム時に耐震改修工事と一緒にやっていることがうかがえます。
- ▶ 県では奈良県建築士会と連携して、住宅相談窓口「なら・すまいアップセンター」を設置し、省エネ・耐震化・高齢者対応等幅広い住宅相談を行っています。(再掲)
- ▶ また、住宅の改修をしたい方のため、住宅金融公庫（平成 19 年 4 月より独立行政法人住宅金融支援機構）の制度やリフォーム事業者情報等について県ホームページに掲載しています。
- ▶ さらに、平成 19 年度以降、市町村において開設される「住宅無料相談窓口」においても、これらに関する相談に対応し、リフォーム時における耐震改修の必要性を啓発します。
- ▶ 今後、市町村・建築関係団体・リフォーム事業者等と連携し、リフォームとあわせて耐震改修を実施するよう誘導することで、耐震化の促進を図ります。

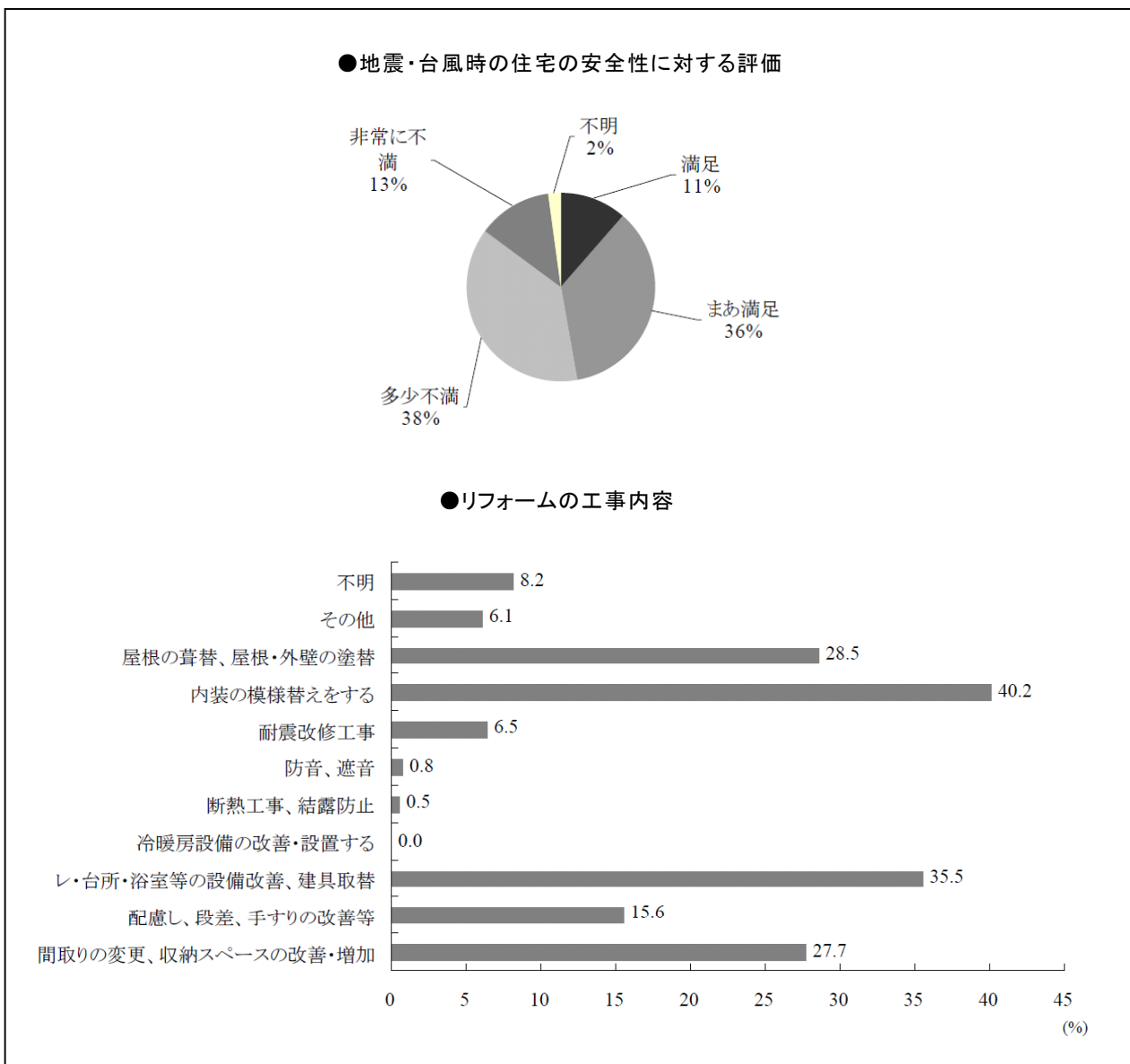
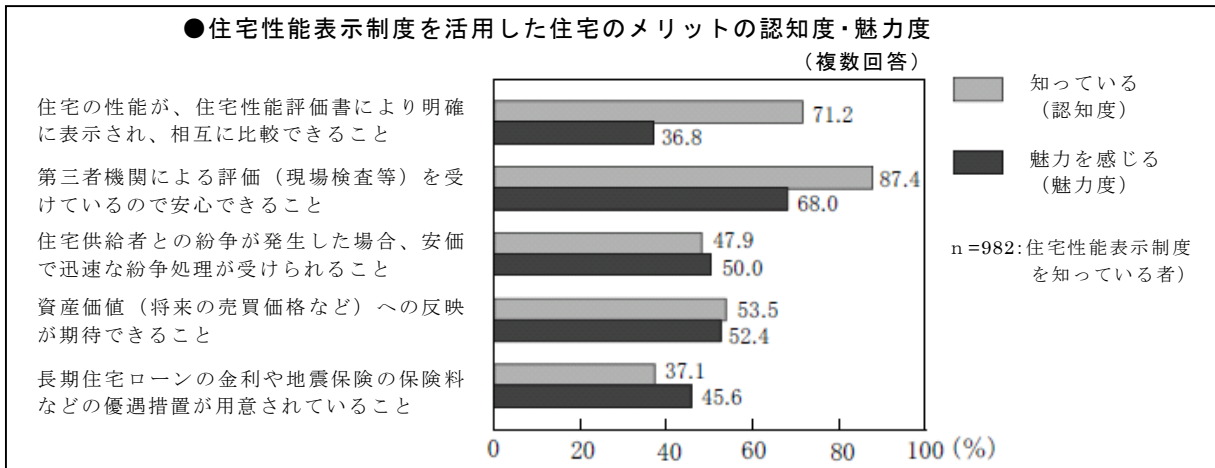


図 5-3 平成 15 年度奈良県住宅需要実態調査結果

(4) 住宅性能表示制度の活用

- ▶ 住宅性能表示制度は、良質な住宅を安心して取得できる市場を形成するためにつくられた住宅品質確保促進法（「住宅の品質確保の促進等に関する法律」）に基づく制度です。
- ▶ 国土交通省が公表した平成16年度住宅市場動向調査（住宅性能表示アンケート）結果、「住宅性能表示制度を活用した住宅のメリットの認知度・魅力度」において「民間ローンの金利や地震保険の保険料などの優遇措置が用意されていること」に魅力を感じる者の割合が45.6%となっており、住宅性能表示制度の活用により住宅の耐震化の促進が期待できます。
- ▶ 住宅性能表示制度について、県ホームページやパンフレット等で周知を図るとともに、リフォーム等の相談時等においても紹介や活用のメリット等の説明を行うなど、啓発・普及に努めます。



(出典：国土交通省 HP)

図5-4 平成16年度住宅市場動向調査(住宅性能表示アンケート)の結果

(5) 地震保険加入によるメリットの普及・啓発

- ▶ 地震により建築物が倒壊や損壊した場合に補償が得られる地震保険に加入することは、住宅再建の一助となります。
- ▶ 奈良県の地震保険世帯加入率及び火災保険への付帯率は、全国平均を下回っていますが、年々増加しており、2005年度末では世帯加入率16.9%（全国平均20.1%）、火災保険への付帯率35.5%（全国平均40.3%）となっています。

表5-1 県の地震保険への加入状況

| | 世帯加入率(%) | | 火災保険への付帯率(%) | |
|--------|----------|------|--------------|------|
| | 全国平均 | 奈良県 | 全国平均 | 奈良県 |
| 2001年度 | 16.2 | 12.8 | 33.5 | 26.3 |
| 2002年度 | 16.4 | 12.6 | 33.3 | 25.8 |
| 2003年度 | 17.2 | 13.4 | 34.9 | 26.7 |
| 2004年度 | 18.5 | 15.8 | 37.4 | 32.2 |
| 2005年度 | 20.1 | 16.9 | 40.3 | 35.5 |

出典：損害保険料算出機構調べ

※世帯加入率は、年度末の地震保険契約件数を当該年度末の住民基本台帳に基づく世帯数で除したものの。

※火災保険への付帯率は、当該年度中に契約された火災保険契約（住宅物件）に地震保険契約が付帯されている割合。

- ▶ 地震保険料の割引制度は、新たに免震建築物割引と耐震診断割引が導入されることになりました。
- ▶ また、住宅性能評価書により居住用建物が免震建築物であると評価された場合は免震建築物割引、耐震診断又は耐震改修により建築基準法の定める現行耐震基準に適合していることが確認された場合は耐震診断割引が居住用建物及びその居住用建物に収容された家財について適用されることになりました。
- ▶ さらに、地震災害による損失への備えに係る国民の自助努力を支援するため、地震保険料控除が創設されました。
- ▶ 県は、住宅等の所有者が耐震診断・耐震改修を実施することにより、地震保険加入に際して有利になることについて普及・啓発を行うことで耐震化の促進を図ります。

2. 奈良県住宅・建築物耐震化促進協議会の設立と取り組み方針

▶ 県は、建築物の総合的な地震対策の推進を図るため、民間建築物の所有者等が会員である団体、市町村、所管行政庁及び建築関係団体等との相互の連絡調整、協議を通じて、既存建築物の耐震診断・耐震改修が円滑に行われるよう、協議会の設置及び協議会が行う事業について検討します。

3. 地震ハザードマップの作成・公表

▶ 内閣府では地震防災マップに関して、『地震防災マップ作成のすすめ』（平成17年3月）を策定し、「揺れやすさマップ」及び「地域の危険度マップ」の2種類からなる「地震防災マップ」の作成・普及、活用を促進することとしています。

▶ 県では第2次奈良県地震被害想定調査結果（平成16年10月29日公表）において、内陸型及び海溝型地震の県全体の震度分布図を掲載しています。この報告書は県ホームページに掲載しており、だれでも確認することができます。

▶ 県は、地震防災マップ作成に関して国庫補助の活用や市町村が適切に地震ハザードマップを作成できるよう指導・助言等の支援を実施します。

▶ 市町村は、住宅・建築物の所有者等の地震被害に対する意識を啓発するため、平成20年度までに地震による揺れやすさや崩壊の危険性等を表示した地震ハザードマップの作成及び公表に努めるものとします。

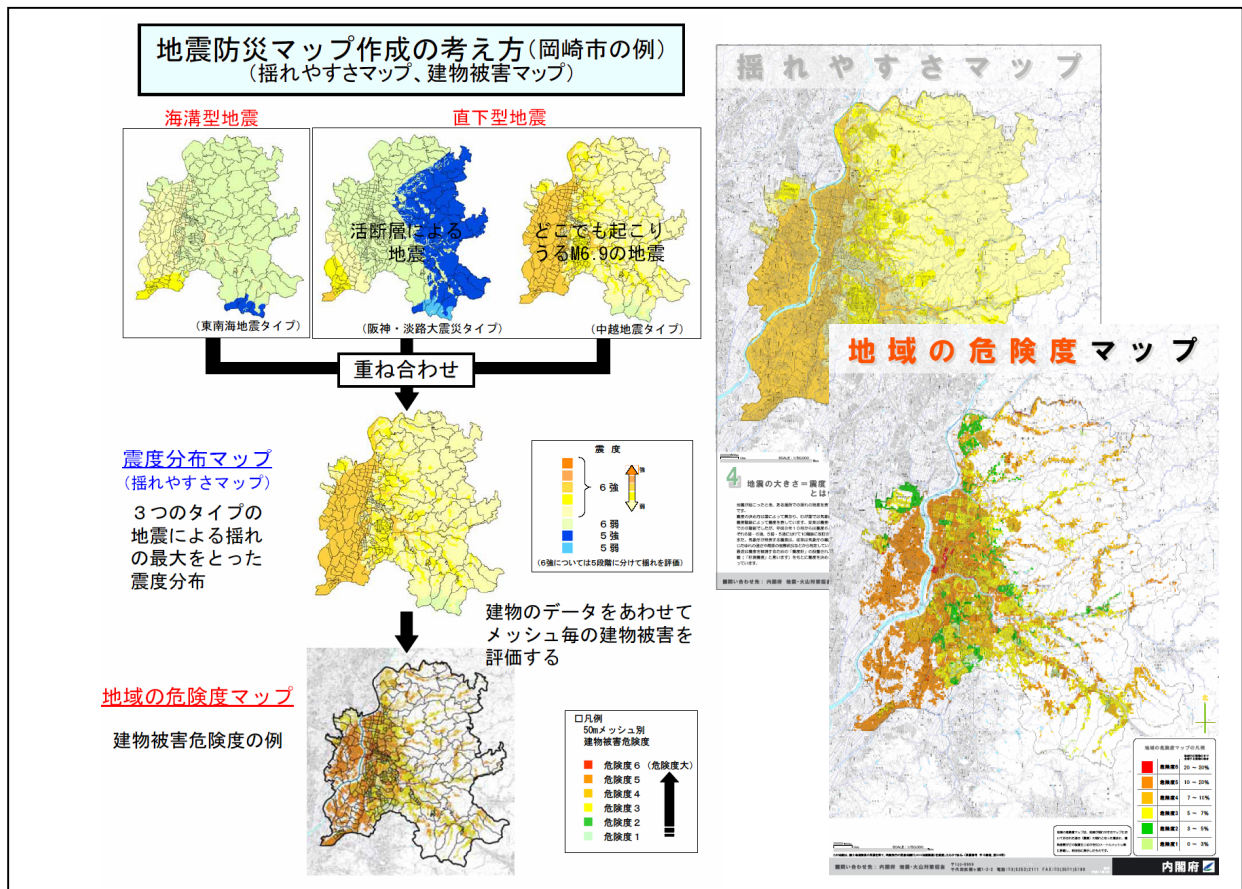


図 5-5 地震防災マップの作成イメージ

(出典：内閣府 HP)

4. 自主防災組織・町内会等との連携

- ▶ 地震防災対策は、自らの問題であるとともに、地域の問題として捉え活動することで地域全体としての減災効果が期待できます。
- ▶ 奈良県地域防災計画震災対策計画編では、地域住民や事業所等の自主防災組織の育成を掲げています。これらの組織や町内会等が住宅・建築物の耐震化のための取り組みを主体的に行うための支援が必要です。
- ▶ 県は地域単位の防災力向上を図るため、市町村・消防本部と連携して自主防災組織や町内会等に対して耐震診断・耐震改修等の専門家を派遣し、住宅・建築物の耐震化とともに、ブロック塀の改善や家具等の転倒防止対策等の啓発・普及に努めます。

表 5-2 奈良県地域防災計画震災対策計画編における自主防災組織の活動・育成内容と本計画との関係

| 区分 | 地域防災計画の内容 | 本計画との連携 |
|-----------------|---|--|
| 平常時の活動 | <ul style="list-style-type: none"> ・各防災に関する知識の向上 ・防災関係機関・隣接の自主防災組織等との連絡 ・地域における危険箇所の把握 ・地域における消防水利 ・家庭における防火・防災等予防上の措置 ・地域における情報収集・伝達体制の確認 ・災害時要援護者の把握 ・避難地・医療救護施設の確認 ・防災資機材の整備、管理 ・防災訓練の実施 等 | <ul style="list-style-type: none"> ○耐震化知識の普及 ○危険箇所図の作成 ○耐震診断・改修促進 ○耐震化情報の提供 ○耐震化の啓発 |
| 県の育成強化対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村への自主防災組織率向上対策取組みの要請 ・市町村等担当者研修会の実施 ・自主防災組織リーダーの養成 ・啓発資料の作成、映・画・ビデオフィルム等の貸出 ・優良自主防災組織の表彰 ・自主防災組織向けパンフレット及びリーダーマニュアルの作成 | <ul style="list-style-type: none"> ○耐震化の人材育成 ○耐震化情報の普及 ○耐震化の啓発 |
| 市町村・消防本部の育成強化対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織率向上対策計画の作成 ・啓発資料の作成 ・講演会、講習会、研修会等の実施 ・活動拠点施設の整備 ・情報の提供 ・自主防災組織の結成、組織の活性化等の指導、助言 ・防災訓練の指導、支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○耐震化の啓発 ○耐震化の啓発・普及 ○耐震化の促進 ○耐震化情報の普及 ○耐震化の啓発 |

5. 学校（園）における地震防災教育の推進

▶ 子どもたちを取り巻く様々な環境を安全に整える体制づくりはもとより、子どもたちを自立した社会人に育てるために、災害から自らの生命を守る意識や行動力を身に付け、助け合いやボランティア精神などの共生の心を育成します。

- 「奈良県学校地震防災教育推進プラン」を参考に、幼稚園・小学校・中学校・高等学校等の発達段階に応じた防災教育・訓練の実施
- 教職員を対象とした防災教育研修会の実施
- 学校・家庭・地域及び関係機関が連携した防災教育・訓練の実施
- 各学校（園）等における防災教育の実践発表